第6　再生振替特例債の各年度ごとの償還額：変更前に同じ
第7　各年度ごとの健全化判断比率の見通し：変更前に同じ
第8　その他財政の再生に必要な事項：変更前に同じ
二　健全化法第十条第六項の規定による協議の結果　同意

○消防庁告示第十二号

消防法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第三十八号）、消防法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第二百六十二号）並びに消防法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十四年総務省令第九十一号）の施行に伴い、並びに消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の規定に基づき、消防法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

平成二十四年十月十九日

消防庁長官　岡崎　浩巳

（消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づき、防火対象物の点検の結果についての報告書の様式を定める件の一部改正）

第一条　消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づき、防火対象物の点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成十四年消防庁告示第八号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二（その3）を次のように改める。

（その3）

点検項目		点検結果		状況及び措置内容
		判定	不備内容	
届出	統括防火管理者選任（解任）	□適 □否		
	全体についての消防計画作成（変更）	□適 □否		

点検項目	点検結果		状況及び措置内容
	判定	不備内容	
必要な施設の管理及び防火戸	□適 □否		
防炎物品の表示	□適 □否		
圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの届出	□適 □否		

備考　1　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
2　判定の欄は、適正な場合は「適」の□にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
3　状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
4　該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

（消防法施行規則第四条の二の六第一項第二号、第三号及び第七号の規定に基づき、防火対象物の点検基準に係る事項等を定める件の一部改正）

第二条　消防法施行規則第四条の二の六第一項第二号、第三号及び第七号の規定に基づき、防火対象物の点検基準に係る事項等を定める件（平成十四年消防庁告示第十二号）の一部を次のように改正する。

第二中「消防法（昭和二十三年法律第百八十六号。以下「法」という。）第八条の二第一項の規定による同項の事項の作成及び同条第二項の規定による当該事項」を「規則第四条第一項及び第四条の二第一項」に改め、第三第二十二号中「法」を「消防法（昭和二十三年法律第百八十六号。以下「法」という。）」に改める。

（消防法施行規則第五十一条の十二第二項の規定において準用する同規則第四条の二の四第三項の規定に基づき、防災管理の点検の結果についての報告書の様式を定める件の一部改正）

第三条　消防法施行規則第五十一条の十二第二項の規定において準用する同規則第四条の二の四第三項の規定に基づき、防災管理の点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成二十年消防庁告示第十九号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二（その3）を次のように改める。

（その3）

点検項目		点検結果		状況及び措置内容
		判定	不備内容	
届出	統括防災管理者選任（解任）	□適 □否		
	全体についての消防計画作成（変更）	□適 □否		

点検項目	点検結果		状況及び措置内容
	判定	不備内容	
必要な施設の管理及び防火戸	□適 □否		

備考　1　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
2　判定の欄は、適正な場合は「適」の□にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
3　状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
4　該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

（消防法施行規則第五十一条の十四第三号及び第四号の規定に基づき、防災管理対象物の点検基準に係る事項等を定める件の一部改正）

第四条　消防法施行規則第五十一条の十四第三号及び第四号の規定に基づき、防災管理対象物の点検基準に係る事項等を定める件（平成二十年消防庁告示第十二号）の一部を次のように改正する。

第二中「消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第三十六条第一項において準用する同法第八条の二第一項の規定による同項の事項の作成及び同条第二項の規定による当該事項」を「規則第五十一条の十一の二において準用する第四条第一項及び第五十一条の十一の三第一項」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。